

何でこのようなバカな指摘をしなければならないのか、??????

項目	疑問点
4	C調整池の廃止申請が県になされ、それが承認されたことを承知しているとのこと、これは防災施設の変更であり、霧島町との協議が必要であることは開発協定に記載されています。なぜ、このような事項について事後であったとしても報告を求めないのか理解できません。
5	業者の報告をなぜ、鵜呑みにされるのでしょうか？ ゴルフ場内の水路の一部でも壊れていれば、水は調整池に行かないことは素人でもわかります。水路の決壊はゴルフ場内の多くで見られます。防災施設の維持管理を適切に行っていないという住民の主張に耳を傾けず、業者の報告は正しいという行政の態度は職務放棄と見做さざるを得ません。
6	行政は水路が寸断されている事実を複数個所で確認されました。 業者が雨水の大半は調整池に行っていると主張しているのを行政は容認するのか理解できません。
7	D調整池の底盤コンクリートは未施工であることを県に報告しています。これを何故。容認されるのですか？ B調整池の前面締切擁護壁の有無によって、調整量にどれだけの差があるかを承知したうえで、水量調整機能があると判断されたのでしょうか？ 10月6日、防災施設の林地開発許可地の許可条件に違反しているとの指摘が森林整備課からなされました。これを受けて業者は前面締切擁護壁の工事を実施しました。 霧島市の見解と県の見解は異なるものではありませんか？
10	霧島市は調整池の未完成を「遺憾である」という言葉でなぜまされるのでしょうか？ 明らかな協定書違反です。
11	放置していることを業者は認めていないそうですが、担当者を設置している、県のパトロールを受けていることは理由になりません。放置している事実は住民との合同視察で行政は確認したはずですが。
12	調整池の洪水調整機能を判断する立場に無い方が、なぜ、業者の言葉のみで業者責任を問えないという結論になるのでしょうか？
13	県の部局によって工事中断の見解は異なります。工事の監督部署である森林整備課は工事中断の認識はありません。よって、防災工事の中断も容認していません。 市に対して防災工事の中断が報告されているとしたら、重大な問題です。 県は仮にゴルフ場建築が中断したとしても、防災工事の中断は認めていません。
14	霧島市が防災工事の早期完成を指導しなかったとしたら、職務怠慢と言わざるを得ません。
15	平成8年の要請文書は明らかな開発協定違反を認識した指導文書です。 本来ならば、このような指導文書が随時発行されるべきではありませんか？ 毎年、防災関係の方々が霧島町に問題点を指摘されていました。
16	添付資料をご覧になって大きな問題を認識されなかった霧島市行政の担当者の見識を疑います。調整池の土砂撤去作業はA調整池のみ行われ、B調整池、D調整池は行われていません。このことで適切な維持管理を行っていなかったことが立証されています。 永水地区、井堰の土砂撤去作業は実際の撤去は行わず、下流へ押しやる作業であることは地元住民の監視結果で判明しています。業者のいい加減な作業を業者は容認していることになります。
17	B調整池から撤去した土砂を手籠川沿いに積んでいることは認識されているようです。支所長は市議会でゴルフ場外への搬出は認められないと答弁されています。業者の土地が認められるのであれば、遠隔地の業者の土地への搬出を促すべきです。 手籠川沿いの土砂撤去地は浸食防止対策をとったとしても、すぐに手籠川へ流れ出すことは明らかです。このような危険な状態を何故容認したのですか？ 搬出土砂の量は10トンダンプで1405台分です。このような土砂が一朝一夕で堆積するはずがありません。維持管理が適切でなかったことの証拠ではありませんか？
19	県・森林整備課は毎年、梅雨前に文書指導を行っています。洪水未然防止の目的の防災施設の整備、土砂撤去について協定書に基づき指導するという姿勢が霧島市に見えないのが残念です。
20	あくまでも業者の責任を問えないという霧島市行政の態度は不可解です。
23	10項において、調整池の未完成は認め、6項においてゴルフ場内の維持管理が不適切であることを確認し、12項において調整池の洪水調整機能について判断する立場になく、霧島市が業者の責任を問えないとは、その責任を問う力がないということを確認したことになります。知識がなければ県・森林整備課などの助言を仰いで判断すべきです。これだけの証拠を揃えたにも関わらず、業者責任を問う姿勢を示さない行政は業者擁護の先鋒と思われます。住民の無力感を強く感じます。